

東京都栄養士会栄養ケア・ステーション 運営規程

1. 目的

本会は、公益法人として都民の健康保持増進、生活習慣病予防、介護予防及び、会員の活動を支援するため、本会に東京都栄養士会栄養ケア・ステーション（以下、「本会栄養ケア・ステーション」という）を設置する。

2. 事業

栄養ケア・ステーション事業は、以下に掲げるものとする。

- (1) 自主事業（「栄養の指導」を受ける本人から、業務を請ける形態）
- (2) 受託事業（医療機関その他から、第三者の「栄養の指導」を実施する業務を請ける形態）
栄養教室、健康教室、料理教室、献立業務（献立作成、栄養量計算等）など、管理栄養士・栄養士を必要とする受託業務。
- (3) 支援事業（医療機関や他団体等と管理栄養士・栄養士との間の雇用関係の円滑な運用を支援する形態）
医療機関や他団体等への管理栄養士・栄養士の紹介・支援。
- (4) 人材育成研修
栄養ケア・ステーション人材育成講座等を実施し、本会栄養ケア・ステーションに登録している管理栄養士・栄養士のスキルアップを行う。
- (5) 食生活指導
食生活に関する質問等への対応。

4. 運営

本会栄養ケア・ステーションには、コーディネーター（管理栄養士）を置く。
コーディネーターは、栄養ケア・ステーション事業の円滑な運営に務める。

5. 登録

本会栄養ケア・ステーションへの登録は、下記を満たすこと。

- (1) 管理栄養士もしくは栄養士の免許を有すること。
- (2) 栄養士業務に関して、1年以上の経験を有すること。
- (3) 生涯教育講習（研修）会の受講経験を有すること。（主催する職域は問わない）
- (4) （公社）日本栄養士会から認定を受け東京都に拠点を置く「認定栄養ケア・ステーション」に届け出ている管理栄養士・栄養士は、本会栄養ケア・ステーションにも登録される。
- (5) 本会栄養ケア・ステーションに登録されている管理栄養士・栄養士は、本事業の目的を遵守し、社会保障制度等を損なうことのないように努めなければならない。また、個人情報の取り扱いに関しては、別に定める公益社団法人東京都栄養士会特定個人情報取扱規程を遵守すること。

6. 報酬

本会栄養ケア・ステーションの登録管理栄養士・栄養士が、上記業務を請負う場合は、本会栄養ケア・ステーションが登録管理栄養士・栄養士と契約または雇用関係が生じ、これによる報酬を受けとることができる。

栄養ケア・ステーション事業の報酬は、別に定め、理事会に諮るものとする。

7. 研修

本会栄養ケア・ステーションに登録される管理栄養士・栄養士は、資質向上を図るため講習会や学会等に積極的に参加し自己研鑽に努める。

8. 報告

事業終了後、担当管理栄養士・栄養士は報告書を所定の様式にて、概ね1週間以内に本会栄養ケア・ステーションに提出する。担当管理栄養士・栄養士への報酬は、報告書の提出をもって支払うものとする。

付記 本規程は令和2年3月25日より施行する。

改正 令和2年3月25日
平成28年9月20日
平成22年5月11日
平成20年7月15日
平成18年9月11日